

## 第5分科会

### 東日本大震災の被災地の学校事務職員として学ぶべきこと

～ 弱みを強みに変えた「若手育成研修」や「防災研修」を通して ～

福島県双葉郡浪江町立なみえ創成中学校 主事 植田 一輝  
福島県双葉郡浪江町立なみえ創成小学校 主事 関 歩夢

#### 1 はじめに

私たちが勤務する浪江町立なみえ創成小・中学校は、福島県の太平洋沿岸部の双葉郡という地区にある、児童・生徒数が小学校・中学校あわせて37名という極少人数の学校である。浪江町は福島県の中でも東日本大震災による津波被害や原発事故の影響を大きく受けている地域の一つで、現在も居住することのできない帰還困難区域が多く存在する。

私たちは、どちらも初任者として浪江町に赴任し、それぞれ採用2年目、3年目となる。採用前は、ほとんど関わりのなかったこの土地で、さらに東日本大震災の被災地という他地域とは異なる環境下で、様々な研修を通し、学校事務職員としての在り方について学んでいる。そのような中、私たちにできることは、今まで参加してきた研修や取組について発信し、双葉郡の良さをアピールすることではないかと考え、今回の発表に至った。被災地に勤務する学校事務職員として学ぶべきことはなにかを、「学校事務の共同・連携実施」（以下、共同・連携）における「弱みを強みに変えた」研修制度を交えて紹介したい。

#### 2 共同・連携グループの概要

現在、福島県の共同・連携は県内88グループで組織されており、学校事務の組織力向上やシステム化、資質・能力の向上を目的に、様々な研修会や他校の事務支援等を行っている。

私たちが所属している共同・連携グループは、小、中、義務教育学校あわせて4町村7校、8名の学校事務職員で構成されている。グループ内の学校が全て、本校と同じように被災地の学校であり、少人数での教育を行っているのが現状である。

私たちのグループには、県内のグループと比べ大きな特徴が二つある。

一つ目は、若手の学校事務職員の比率が高いことである。グループ員8名中5名が経験年数3年以下という構成になっている。（1～3年目5名、11～20年目1名、21～30年目1名、31年以上1名）

二つ目は、4町村またぎのグループであるということである。通常、県内の他のグループは、同一市町村内の中学校区を中心に組織されており、学校間の距離も近い。しかし私たちのグループは、各町村に小・中学校が各1校のみで、かつ4町村をまたぐため、学校間の距離も遠く、参集による研修に制限がある。

これらの特徴は、県内の他のグループと比較すると一見不利な環境と捉えられるかもしれないが、私たちのグループではその弱みを強みに変え、様々な研修と事業を行っている。

#### 3 共同・連携グループにおける研修

##### （1）初任者・2年次等若手学校事務職員への研修～自ら学び、共に学ぶ～

若手学校事務職員が仕事に対しての意識や知識を、自ら学び、そして共に学びあい、高め合えるように様々な研修を行っている。今回、3つの研修について紹介したい。

## ① ICT機器を活用したリモート研修

学校間が遠距離である私たちのグループの「弱みを強みに変える」手段の一つがICT機器を活用したリモート研修である。東日本大震災以降、双葉郡の教育委員会は、被災地の学校間の連携強化を図るため、ICT機器の整備を推進した。郡内の学校事務職員は、最新の機器を活用し、いつでもリモート研修が行える環境にある。このような環境下の「強み」を活かし、本グループでは、グループ長によるタイムリーなリモート研修が随時行われている。若手学校事務職員にとって、この研修により、初めて行う事務処理や複雑な業務で効率が上がらないところを、業務が滞りそうなタイミングで調べ方のヒント等を共有し、業務をスムーズに進めることと知識の定着を図ることができる。

私たちのグループでは、リモート研修にGoogle meetを活用している。県内の小中学校では、福島県教育委員会が推進するFCS（ふくしま教育クラウドサービス）というGoogleの支援ツールを利用している。県内の全教職員個々にアカウントを付与されることにより、学校や職種を超えた情報共有が可能となっている。画面を通して相手の顔を見て話すことはもちろん、画面共有機能を利用し、若手学校事務職員同士の意見交換を行っている。ここで交換した意見はシートごとに保存することが可能なため、後から見返すことで、更なる知識や意識の向上につながっている。

さらに、この研修は、次回の対面研修へ向けての予習、準備にも活用されている。予めグループ長をはじめとした先輩学校事務職員から、事例の重要な部分やプレゼン資料の作成方法について指導を受けることにより、若手学校事務職員が積極的に研修会に参加し、且つプレゼンテーションの技術向上を図ることができる。



## ②若手学校事務職員での資料作成

私たちのグループでは、業務の標準化・効率化に向けて、個人だけでなく、若手学校事務職員相互に学びあい、様々な資料作成を行っている。

### (ア) 個人での資料作成（自ら学ぶ）

個人では、主に事例研修の資料の作成を行っている（資料1、2）。前述にも述べたリモート研修等での先輩学校事務職員からの指導をもとに、国や県の法令、通知等を確認しながら、必要な情報を抽出し、一目で分かりやすい資料を作成するにはどうしたら良いか、自ら考えながら行うことで正しい知識の定着と、重要な部分を見極める力を伸ばす機会になっている。

### (イ) 協力しての資料作成（共に学ぶ）

協力して行う資料作成では、双葉郡内のもう一つの共同・連携グループに所属する当時1年目の学校事務職員と共に、産休・育休の資料を作成した。具体的には、学校事務職員が事務を行う上で参考のできる「産休・育休フローチャート」（資料3）、産休・育休を取得する本人または配偶者に準備書類等をお知らせする「産休・育休チェック表」（資料4）、管理職が作成書類等を確認するための「管理職チェック表」（資料5）、各業務の詳細な説明が書いてある「業務説明シート」（資料6）の大きく4つに分けて資料を作成した。この資料は、学校事務職員や管理職用のシートと、該当職員に渡すシートに区別されているため、職員用のものについては準備書類等の補足説明や一覧表を入れるなど、分かりやすいような工夫を行った。また、この資料の根拠には、県教委で出しているハンドブックや通知等を利用しているため、作成している本人たちだけでなく、双葉郡全体、県全体でも利用できるようなものになっている。

作成中においては、個人ごとにまとめたシートを一つの資料として完成させるため、様式等を統一させる必要があった。その過程で、複数人での成果物作成におけるコミュニケーションの重要性、効率良く作業を進めるにはどんな手段を用いたら良いかなど、多くの事を学ぶことができた。

〈資料1〉

【修正版】  
研修事例

令和2年7月10日  
なみえ創成中 福田

### 月途中の通勤方法の変更について

〈状況〉

- 本人の都合により、5月7日からの通勤方法を、自家用車から電車通勤に変更。
- 5月のGW連休前の1日までは、自家用車で通勤。
- 5月に6ヶ月分のJR定期券を購入。

〈事務処理について〉 \*通勤手当決定簿、マスター記入に関しては2枚目を参照

●通勤届

- 届出理由は「通勤方法の変更」、事発生日は5月7日
- 通勤方法は3段に分けて記入

  - 自宅から駅までの通勤方法（車での送迎）
  - 電車（乗車区間の記入と、乗車券額の記入）
  - 駅から学校までの通勤方法（徒歩）

<記入例>

種別	通勤方法の区	区	区	距離	所要時間	送迎等の種類	左側の送迎券等の額	備考
1	車(送迎)	住居から(	駅)まで	3.2km	10分	送迎	0円	送迎区間
2	電車	駅(乗車区間)	駅(乗車区間)	9分	1.20	定期券	98,220円(8)	乗車券額
3	徒歩	駅から(	学校)まで	1.9	0.22			
送迎券額		41,400円	乗車券額	1,100円	0円			

〈手当はどうか〉 \*相双教育事務所 佐藤浩希様にお聞きしました。

5月1日までは、自家用車での通勤をしていたため、5月分の手当に関しては、自家用車での通勤手当が支給される。そして6月に6ヶ月分の定期代が支給される（支給単位期間が6箇月のため）。

R2 R3

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
6月支給額：98,220円 (6月～11月分)								12月支給額：98,220円 (12月～5月分)					

※人事異動により転出となった場合の注意点  
・今年度は6月に6ヶ月分の定期代が支給され、12月に次の6ヶ月分の定期代が支給される。転出となった場合は、4月～5月分の私回金を返納する。

R2 R3

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
6月支給額：98,220円 (6月～11月分)								12月支給額：98,220円 (12月～5月分)					

私回金の返納

〈資料2〉

(参考：県教委29教職第762号 臨時的任用職員の年次有給休暇の繰り越しについて)  
研修事例

令和3年12月7日  
なみえ創成中 福田  
富岡二小 吉田

### 臨時的任用職員の年休繰越しについて

1 繰り越し使用を認める年次有給休暇の日数について

(1) 年度末

- ① 新年度に1年間を通して任用が見込まれる場合（6月・6月採用等）  
→ 20日を超えない日数
- ② 新年度の年度途中で任用期間が終わる場合  
→ 採用月数に応じて次の表に付与される日数を上限とする残日数  
※増数が15日以上の場合は1月とみなして取り扱う

採用月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
日数	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日

(2) 年度途中  
再度の任用の採用月数に応じて、上記の表より付与される日数を上限とする直前の任用における年次有給休暇の残日数

採用起算日の応答日とは、起算日に対応する日の事を言い、起算日が1日だったら、他の月の1日、起算日が10日だったら、他の月の10日となる。

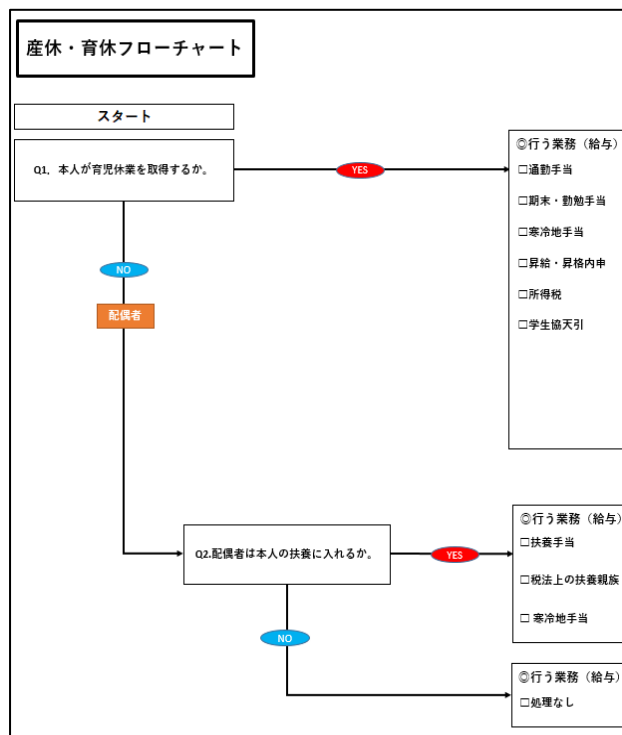
【採用月数の計算】

ア 採用期間の最終日が、採用起算日の応答日の前日にあたる時は、それまでの月数  
(例) 4月1日から7月31日までの採用の場合  
・この場合、応答日が8月1日となり、7月31日はその前日なので、4月から7月までの月数を数えて、採用月数は4月となる。

採用日	①	②	③	④	終了日	応答日
4/1	5/1	6/1	7/1	7/31	8/1	

イ 上記のア以外の時は、採用起算日の応答日の前日までの月数を数えたとともに、その後の日数が15日以上の時は1月とみなし、15日未満の時は切り捨てる。

〈資料3〉



〈資料4〉

### 出産・育休チェック表

祝 ご懐妊おめでとうございます。

◎ 出産にともなう各種手続き

	☆校内手続き	☆必要書類 持ち物 ほか
人事	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇予定者報告書	<input type="checkbox"/> 出産予定日証明書 原1+写3 産休1ヶ月前
	<input type="checkbox"/> 妊娠中の体育実技負担軽減措置	<input type="checkbox"/> 負担軽減届 4部 妊娠半明時からの産休開始日の前日まで
勤務	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇	<input type="checkbox"/> 出産予定日証明書(写) 4部
		<input type="checkbox"/> 産前産後休暇届 4部 産休1ヶ月前
		<input type="checkbox"/> 事故止届 4部
		<input type="checkbox"/> 産前産後休暇届 4部 産休が予定日より早かった場合
		<input type="checkbox"/> 産前産後休暇届 4部 産休が予定日より遅かった場合
		<input type="checkbox"/> 出産証明書 原1+写3
	<input type="checkbox"/> 妊娠届後休暇	<input type="checkbox"/> 休暇(欠勤)届 ※「休暇等の種別(理由)」欄には「妊娠検診休暇」と記入、母子健康手帳等を呈示 ・妊娠 満28週まで・・・4週間ご回 ・妊娠 満24～35週まで・・・2週間ご回 ・妊娠 満36週～出産まで・・・1週間ご回 ・産後1年まで・・・期間内ご回 ・医師等の特別の指示があった場合・・・指示回数
	<input type="checkbox"/> 妊娠障害休暇	<input type="checkbox"/> 休暇(欠勤)届 ※「休暇等の種別(理由)」欄には「妊娠検診休暇」と記入、母子健康手帳等を呈示 ・日数・・・回の妊娠につき14日以内 ・単位・・・1日、半日、時間
	<input type="checkbox"/> 通勤緩和休暇	<input type="checkbox"/> 通勤緩和休暇届 ※母子健康手帳等を呈示
	<input type="checkbox"/> 通勤緩和休暇	

〈資料5〉

管理職チェック表		◎ 人事に伴う各種手続き			
☆ 校内手続き		☆ 必要書類 持ち物 ほか			
出産	( / ) □	産前産後休業予定者報告	□ 産前産後休業期予定者報告書	4部	産休2ヶ月前
			□ (出産予定日証明書)	本人より	産休2ヶ月前
		( / ) □	妊娠中の体育実技負担軽減措置	□ 妊娠中の体育実技負担軽減申請書	4部
	□ (負担軽減願)			本人より	
	□ (出産予定日証明書(写))			本人より	
	( / ) □	産前産後休暇	□ 職員の1箇月以上の休暇報告書	4部	産休1ヶ月前
			□ 産休補充教員等採用についての意見書	4部	
			□ (産前産後休暇届)	本人より	
			□ (出産予定日証明書(写))	本人より	
			□ 事故止報告書	4部	
			□ (事故止届)	本人より	
	( / ) □	産前産後休業	□ (事故証明書)	本人より	出産が予定日より早かった場合
□ 職員の1箇月以上の休暇報告書			4部		
□ 産休補充教員等任用期間更新についての意見書			4部		
□ (産前産後休暇届)			本人より		
□ (出産証明書)			本人より		
□ (出産証明書(写))			本人より		
( / ) □	育児休業予定者報告	□ 育児休業予定者報告書	4部	育児2ヶ月前	
		□ (出産証明書(写))	本人より	育児2ヶ月前	
		□ 育児休業補充教員等採用についての意見書	4部		

〈資料6〉

業務説明シート	
産前産後休業掛金等免除	
作成事由	産前産後休業中の掛金を免除するため
様式	福利厚生事務の手引 様式集
期間	出産日（出産日が予定日より後の場合は出産予定日）以前42日間～ 出産日後56日間までの間
作成時期	【出産前】産前産後休業を開始する日の属する日の前日末日まで 【出産後】事業発生から10日以内（詳細は備考にて）
作成部数	出産前と出産後で1部ずつ
提出先	共済組合
提出書類	産前産後休業掛金免除(変更)申出書
添付書類	【出産前】 事故止届(写) 母子手帳(写)又は妊娠証明書(写)  【出産予定日と出産日が同日の場合】 出産前に提出した産前産後休業掛金免除(変更)申出書(写) 母子手帳(写)又は出生届管理証明書(写)  【出産後】 産前産後休業届(写) 母子手帳(写)又は出生届管理証明書(写)

③若手学校事務職員のプレゼン研修

前述で紹介した、事例研修の資料や、産休・育休の資料をもとに、多くのプレゼン研修を行っている。その中で重要になってくるのは、自分たちが作成した資料の重要な部分や強調したい部分を簡潔に相手に伝える能力である。資料の内容をただ読むだけの話し方と、重要な部分を抽出し、簡潔にまとめてある話し方のどちらが良いかと問われれば、当然後者だろう。重要な部分や伝えたい部分を見極めながら話の内容を考えていくことで、相手に分かりやすく伝える能力を伸ばすことができるのではないだろうか。

(2) 4町村またぎのグループ編成の強みを活かした研修

私たちが所属している共同・連携グループは、各校持ち回りで研修会を行っている。そこで、二つ目の大きな特徴である4町村またぎを強みとして活かし、研修会の中で各町村の教育長や校長によるご講話や、防災研修などを行っている。そこで、その二つの研修について、具体的に紹介したい。

①各町村の教育長、各校の校長講話

私たちのグループで、震災当時、学校事務職員として双葉郡に勤めていたのは1名（グループ長）だけ、双葉郡全体でみても4名だけである。つまり、今、双葉郡には、震災から今まで学校や各町村がどのように復興に向けて行動していたのかを知るものはごく少数であるという現実がある。だからこそ、各校を会場に、講話を頂き、各校や各町村の復興の状況を実際に目で見ることで自分たちが自校で取り組むべき事が見えてくるのではないだろうか。

実際に講話では、各町村の教育長、各校の校長からそれぞれの今までの復興までの歩み、そしてこれからの町村の展望について学んだ。

震災後、各町村で学校が再開しているものの、震災前と比べ、児童・生徒数は大幅に減少している。そこで双葉郡内の学校同士、教育委員会と連携して、少人数ならではの教育に力を入れている。まず各校共通の取組として、他校とのオンラインによる遠隔授業がある。これは、同学年との横のつながりが



少ないという共通の悩みがあることから、他校の児童・生徒と関わることで、人の輪を広げていこうとするものだ。また、それぞれの学校での取組として、地域交流型の行事を増やすなど、人との触れ合いを大切にしているのも特徴の一つといえる。時には県外や海外の学生とも交流の機会をつくるなど、幅の広いコミュニケーション能力の育成の場を多く作っている。さらに、各町村の歴史や伝統を守るための活動として子どもたちが、伝統工芸品の制作体験や、郷土料理の調理実習などの活動も行っている。

双葉郡では、各校が少人数だからこそ、学校同士が協力し、様々な取組を行っていくことで、今までやこれからの復興への歩みをより近くに感じながら、学んでいくことができている。また、双葉郡の大きな特徴として、各町村において、教育委員会や校長をはじめとする教職員と学校事務職員が互いに連携・協働し、多様な教育課程や予算編成を行っている。そのような教育活動を通して、双葉郡における復興への想いを広く知ってもらえるのではないかと考える。

## ②防災研修

この研修は、震災当時から双葉郡に勤め、被災校の復興に尽力してきたグループ長の提案と、被災地に勤務する者として東日本大震災の教訓や学校防災について考える機会が欲しいという双葉郡内の学校事務職員の声から実現したものだ。

津波の被害を受けた被災校への現地見学や浪江町役場職員、双葉地方広域市町村圏組合消防本部富岡消防署職員（以下、富岡消防署職員）からの防災講話を通して学んだことを紹介する。

### （ア）被災校の現地見学

現地見学では、浪江町にある「震災遺構 浪江町立請戸小学校」を見学した。この場所は、震災当時、浪江町の中で最も海に近い学校であり、津波による甚大な被害を受けた。その当時の状態を保存し、後世に伝えるための施設として、震災遺構として整備され残されている。元請戸小学校校長である本校の校長の案内のもと、施設内を見て回った。施設内は、津波による被害状況がそのまま残され、耐火金庫や複合盤（火災報知器等を一括管理していたもの）が流されていたり、体育館の床が波打っていたりするなど、津波の恐ろしさを物語っていた。また、構内（※1）に残っている時計は全て、津波到達時刻の15時37分で止まっており、地震発生時刻の14時46分から1時間も経っていないことが分かる。様々な見学展示の中で特に印象に残っているものが二つある。一つ目は、震災前の浪江町の様子が再現されているジオラマだ。請戸小学校の周り（以下、請戸地区）に何百件もの住宅が建ち並び、とても栄えている様子であった。私たちが知っている請戸地区は、ほとんど更地で請戸小学校がポツンと立っているだけである。栄えている町がそのような状態になって



しまうほど津波は恐ろしいものだ改めて感じた。

二つ目は、ある物語の各ページの展示である。これは、「請戸小学校物語 大平山をこえて」という物語で、当時の請戸小学校の児童、教職員が学校から一番近い高台である大平山へ避難した様子が描かれているものだ。この物語の中には、避難中に児童を迎えに来た保護者を説得し、児童を帰さず一緒に避難したこと、大平山に詳しい児童や地域の方の案内で避難できたこと、偶然目の前を通ったトラックが子どもたちを荷台に乗せて安全な場所へ連れて行ってしてくれたことなど、とっさの判断や偶然が重なり、

無事全員が避難できたことが描かれている。その最後の一文に、「あなたにとっての大平山はどこですか。」といった文章がある。この言葉はただの防災意識ではない。自校がある土地のことをよく知り、いざとなった時に正確な判断ができるように常日頃から準備しておくべきだという私たちへのメッセージなのだ。

(※1) 震災遺構のため「構内」とする。



長い長い3月11日が終わりました。

地震があれば 津波という 災害が起こること  
大平山というにげる場所があること

請戸の子どもたちは、請戸の町についてよく知っていました。  
だから、いざとなった時に  
とっさのはんだんができたのかもしれない。

地震や その他の 災害は  
いつ あなたのもとに ふりかかると わかりません。

あなたにとっての大平山はどこですか。

## (イ) 防災講話

防災講話では、まず、震災当時、浪江町の防災課に勤めていた役場職員の方から学校防災についてお話しいただいた。

講話の中では、「自校の防災マニュアルについて理解している人はいるか。また、災害時の自分の役割について正確に答えられるひとはいるか。」との問いがあった。この問いの答えこそ、自校の防災において、最低限知っておかなくてはいけないことだという。災害時は、想定外の事が多く起こるため、マニュアルを正確に理解した上で、いかにプラスアルファを考えることができるのかが大事だというのだ。講話の後、本校の防災マニュアルの学校事務職員の役割について改めて確認すると、「重要書類の搬出・保管、学用品・救援物資の受入れ」とあった。これは、災害時に自分が最低限やらなければいけないことである。例えば、学校が使えない状況で、搬出した書類はどこに保管するのか、物資受入れはどこに行くのか、児童・生徒の避難を優先する上で、避難誘導に参加しなくて良いのかなど、マニュアル以上に考えることは実際には多くあるのだ。ただしそれを実行するには、最低限マニュアルを熟知しておくことに加え、普段からの備えをしておく必要がある。そのため、本校を含めた双葉郡内の学校では、生徒の誘導や避難経路の確認、また、外部との連絡調整を行うことが多い職として消防署や警察署への連絡を担当するなど、防災訓練に学校事務職員が積極的に参加し、いざというときに、あらゆる対応ができるよう行動している。その積み重ねが、災害から児童・生徒を守ることにつながっていくのではないだろうか。

次に、震災当時から行方不明者の捜索や避難者の救助等に尽力した富岡消防署職員から、ご自身の震災の経験から学んだことについてお話しいただいた。

講話では、復興に向けて行動する上で考えていた三つのことについて教えていただいた。一つ目は「住民の生命・身体を守る」、二つ目は「住民に寄り添う事業とは・・・」、三つ目が「住民の財産を守るために・・・」である。この三つを念頭に置き、仮設住宅への訪問事業、帰還困難区域への一時立入りの支援を行うなど、住民のことを第一に考えた行動をとっていたという。また、講話の最後に「想定外という言葉は通用しない!」、「万全の備えを・・・ 安全対策に完全はない」、「災害は必ずやってくる・・・!」



との身の引き締まる言葉をいただいた。

これらの考えや言葉は、学校事務職員が持つべき考えと通ずるところがある。児童・生徒の事を第一に考えて寄り添う、また、いつ災害が起きても対応できるように、日頃の訓練から常に最悪の状況を想定して行動する、まさに消防署の方々の考えや言葉と同じではないだろうか。

防災研修を通し、常日頃からの安全対策がとても重要だということを改めて感じる事ができた。これは、双葉郡に限らず、地震、水害、火災など災害はどこでも起こりうることを念頭に置き、ハザードマップや避難経路の確認、自分の役割などを把握し、考えておくことが、学校防災にとって一番大事なことではないだろうか。

## 4 被災地の学校事務職員として

### (1) 自校での取組み

本校でも双葉郡ならではの、少人数ならではの教育を多く行っている。地域住民参加型の小中合同運動会の実施や、年に一度、海外学習事業を行い、留学生の方と交流する場を作るなど、様々な方と交流する場を多く作っている。また、震災の影響により、浪江町の伝統文化が失われないよう、浪江町で唯一の学校である本校に通う子どもたちに、浪江町の歴史や伝統に少しでも触れてもらおうと、「ふるさと体験学習」という取組みを行い、伝統工芸品である大堀相馬焼の制作や、郷土料理である紅葉汁づくりの体験を行っている。



### (2) 被災地の学校事務職員として学ぶべきこととは

東日本大震災の被災地という他地域とは異なる環境に触れながら、様々な研修を行ってきて感じたことは、自分が働く土地について学び、考えることがいかに重要であるかということである。私が勤める双葉郡は、各町村に小中一つずつしか学校がなく、学校間の距離が遠く、連携が取りづらい環境である。

しかし、その周りから見れば弱点である部分を活かした取組や研修を行うことで、逆に強みにしていこうとする双葉郡の動きを、私自身が参加しながら体感してきた。「被災地の学校」、「若手の学校事務職員が多い」など、他地域からすると一見不利だと思われる部分を、自分が勤務する地域の環境や特徴についてよく知り、協力することで、強みに変えることができる。これこそが被災地の学校事務職員として学ぶべきことだったのではないかと思う。

## 5 おわりに

双葉郡に赴任して以来、復興の様子を間近で経験してきた。浪江町内では、「道の駅なみえ」の開業や、震災で大きな被害を受けた「請戸漁港」の復旧など、震災前の活気が徐々に戻りつつある。双葉郡を見渡せば、「東日本大震災・原子力災害伝承館」や「とみおかアーカイブ・ミュージアム」など、当時の記録や、震災の経験を未来に伝える施設もオープンしている。復興をこんなにも身近に感じ、仕事ができることはとても貴重で、福島県で学校事務職員として働く上でとても大切なことを学ぶことができている。

今回のテーマである弱みを強みに変えた研修だが、正直、他地域の学校事務職員から指摘されるまでは、今の共同・連携の状況を弱点だとは思っていなかった。なぜなら、それはむしろ強みとしか感じないほど研修制度や内容が充実していたからだと答えるほかない。各市町村と連携を取り、研修場所の確保や講師の方との日程調整、研修のための資料作成など、どうしたら弱みを強みに変えられるかを常に考え、研修の機会を与えてくださるグループ長をはじめとした先輩学校事務職員の方々に、改めて感謝



の気持ちを伝えたい。

今回紹介した研修を通して感じた一番の大きなことは、人と人とのつながりの大切さである。各町村を借用しての研修や、防災研修での震災当時の講話などから、不可能であると思われたこともお互いの協力により実現された様子を見聞してきた。何かの物事を一人で解決することも大事ではあるが、その根本には、人と人とのつながりが必要不可欠であると改めて感じる事ができた。

私たちはいつまでも若手学校事務職員ではなく、これから中堅、さらにその上へとステップアップしていく。つまりは、研修を受ける側ではなく、企画する、そして教える側へと変わっていく。将来、私たちが、浪江町や双葉郡で学び、感じたことを将来の若手学校事務職員に伝えていく研修を企画できるよう、人と人とのつながりを大切にしながら仕事をしていきたい。そして、この環境で学んだ、その土地を理解し、地域に寄り添った学校事務職員像を目指していきたい。

〈道の駅なみえ〉



〈とみおかアーカイブ・ミュージアム〉



#### 【参考文献】

NPO 法人 団塊のノーブレス・オブリージュ (2015) 『請戸小学校物語 大平山をこえて』  
株式会社 第一印刷出版